

後期高齢者医療制度のお知らせ

～令和3年度の保険料について～

■ 7月に保険料額をお知らせします

令和3年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

均等割 【1人当たり保険料】 52,048円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和2年中の所得 - 最大43万円) × 10.98%	=	1年間の保険料 【限度額64万円】 (100円未満切捨)
------------------------------	---	--	---	------------------------------------

- 1年間の保険料の上限額は、令和3年度は64万円になります。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※ 「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。
- ※ 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

◆ 保険料の軽減

均等割の軽減（年額）

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和31年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	令和3年度 均等割の軽減割合
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	7割
43万円 + (28万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	5割
43万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	2割

※令和2年度に7.75割軽減該当だった方は、令和3年度より7割軽減に見直されました。

※保険料の詳しい計算方法については、個別に郵送する納入通知書をご覧ください。

◆ お問合せ 役場保健福祉課 電話 35 - 2120